

■学校経営のポイント

学校経営の基本方針の作成と周知

小島 宏

新学習指導要領の円滑な全面实施(2020年～)を見据えて、いよいよ移行措置が始まる。そこで、そのことを視野に置いた校長の学校経営の基本方針の作成と周知について考察する。

情報の整理と先見性

学校経営の基本方針を構想する前提として、校長の先見性を研ぎ澄ますため、中教審答申、新学習指導要領や同解説(特に総則)、文科省及び教育委員会の通知等を精読し、情報を整理する必要がある。

そして、新学習指導要領の理念を理解し、学校評価の結果を踏まえて、学校経営(学校運営と教育活動)の基本方針の構想を立てる。

その際、子供・教職員のみならず保護者・地域等の実態や願いを十分に加味する必要がある。

ミドルリーダーの参画

学校経営の基本方針は、校長自身の考えに基づいて作成するものであるが、その過程において、ミドルリーダーの参画を促すことが大切である。

このことは、ミドルリーダーの学校経営への意欲的参加の促進とともに、ミドルリーダー目線からの意見や提案が得られ、人材育成にもなり、ひいては学校の活性化につながるからである。

ビジョンを明確にした基本方針の作成

学校経営の基本方針の作成に当たり、校長は、学校運営と教育活動についてのビジョンを明確にし、その実現を目指した方策等を、以下の諸点から具体的かつ明確に示すことが必要となる。

①学校経営の基本理念、②目指す学校像、③学校経営の基本方針、④学校経営の重点(努力点)、⑤子供が確実に育つ教育活動と校内研究及び研修の日常化、⑥子供の願いや保護者の期待に応える

学校、⑦「最終責任は校長がとる」という校長の姿勢など。

教職員への周知・徹底

学校経営の基本方針は、教職員に共通理解させ、チーム学校として取り組むことが不可欠である。そこで、教職員への周知・徹底を図る必要がある。

具体的には、各種全体計画や指導計画・実施計画等の作成、学年・学級経営案等の作成、校務分掌の企画運営等に反映させるようにする。

その際、上位下達ではなく、教職員の当事者意識を喚起し、「どのように計画し、どう実施していくか」の検討を促すよう仕向けることが肝要である。

保護者や地域への公表

学校のパートナーである保護者と、支援者である地域への公表も重要である。

学校便りやHPなどで分かりやすく発信していくとともに、保護者会・PTA・地域の諸会合などでもその都度関連部分をわかりやすく知らせていく。

学校の危機管理

危機管理では、3つの視点「リスク・マネジメント(予防策)、クライシス・マネジメント(危機最小化・停止・回復策)、ナレッジ・マネジメント(振り返り、再発防止策)」を重視する。

その際、学校の危機管理では「①生命、②人権、③情報」のみならず、「④教育課程の内容と質、⑤教育課程の方法と条件、⑥生徒指導」についても、さらに「⑦保護者や地域との連携、⑧教職員(職務上・身分上の監督)、⑨学校運営(チーム学校の働き方)、⑩学校事務及び学校施設、⑪校内研究・研修」についても危機意識を持つことがポイントとなる。

(こじま・ひろし=元東京都立小学校長・(公財)豊島修練会理事長)

●学校経営のPDCAサイクルをこの1冊ですべて管理！ 管理職のための万能手帳

2018 スクール・マネジメント・ノート

【企画・編集】教育開発研究所 A5判・224頁／定価(本体2,400円)＋税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>をご利用ください。

